

○活動再開するにあたっての手順

- ・【学生】代表者は、「活動再開届」を教務学生課へ提出すること。
(未提出の場合は自粛継続とみなす)
- ・【大学】「活動再開届」の内容を学生生活委員会で審議する。
審議後、教務学生課より活動再開可否を代表者へ連絡する。

○活動の範囲について

- ・学内施設を利用しての活動は、平日の週2日程度・1回の活動は2時間以内とする。
- ・学外での活動は原則として認めないが、日常的に学外施設等での活動を主としている場合や、施設見学等により限定的に学外で活動する際は、当該施設での感染防止策を「活動再開届」に明記(または添付)すること。
- ・学外者を招じての交流会や練習試合等は、原則として認めない。ただし、学外の指導者が指導のため練習に参加することは許可する。

○活動中・活動前後の留意事項について

- ・活動ごとに、参加者リストを事務局に提出すること。
- ・ソーシャル・ディスタンス及びマスク着用(熱中症にならないよう注意)を心掛けること。
- ・四密(密集、密接、密閉の「3密」+大きな声「飛沫が多く飛ぶ大きな声の会話」)を回避して活動すること。
- ・手指だけでなく、使用器具・部室等もこまめに消毒すること
- ・活動中は30分に1回は換気を行なうこと
- ・更衣室の利用時も人数制限を行なうこと
- ・活動後等に集まって飲酒・飲食(いわゆるコンパ・打ち上げ等)をしないこと。

○その他

- ・公認学生団体に所属していない任意団体についても、大学の構成員であるので、上記に準ずること。